

神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年12月20日（金）11：15～11：22
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他1名
（組合） 副執行委員長2名、書記長、書記次長2名
4. 議 題：正規職員以外の組合費控除について
5. 発言内容：
 - （組） 神戸市職員組合の正規職員以外の組合費の控除について、要望させていただきま
す。2025年1月分より組合費控除のご対応をよろしく願いいたします。
徴収基準は7点あります。
 1. 基準日時点での勤務形態で控除額を決定する。フルタイム勤務：2,000円
短時間勤務：1,000円
 2. 毎月の初日を徴収基準日とする。
 3. 基準日時点の在籍者は、基準日時点の育休・無給休職者を除いて、徴収対象と
する。
 4. 新規加入者の組合費については、徴収基準日までに徴収依頼をしたものについ
て徴収する。
 5. 実績払いの会計年度任用職員は任用初月の給与支払いがないため、組合費を控
除しない。
 6. 実績払いの会計年度任用職員が退職した月の翌月の給与からは組合費を控除し
ない。
 7. 上記に該当しない場合については、教育委員会事務局と協議のうえ決定する。
よろしく願いいたします。
 - （市） ただいま、正規職員以外の組合費控除についてご依頼をお受けいたしましたの
で、持ち帰り、協議・検討させていただきたいと思えます。